個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム		
実施機関の名称	湯川村長		
個人情報ファイルが利用に供される	湯川村 住民課		
事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく証明発 行、届出処理		
記録項目	本籍、筆頭者氏名、父母の氏名、父母との続柄、養父母の氏名、養父母との続柄、配偶者区分、名、出生年		
	月日		
	(戸籍事項)		
	新戸籍の編製に関する事項、氏の変更に関する事項、		
	転籍に関する事項、戸籍の全部の消除に関する事項、		
	戸籍の全部に係る訂正に関する事項、戸籍の再製また		
	は改製に関する事項		
	(身分事項)		
	出生に関する事項(子)、認知に関する事項(父及び子)、		
	養子縁組又はその離縁に関する事項(養親及び養子)、		
	特別養子縁組又はその離縁に関する事項(養子及び養		
	親)、離縁の際に称していた氏を称することに関する事		
	項 (その氏を称した者)、婚姻又は離婚に関する事項		
	(夫及び妻)、離婚の際に称していた氏を称することに		
	関する事項、親権または未成年者の後見に関する事項		
	(未成年者)、死亡または失踪に関する事項 (死亡者ま		
	たは失踪者)、生存配偶者の復氏または婚姻関係の終了		
	に関する事項(生存配偶者)、推定相続人の廃除に関す		
	る事項 (廃除された者)、入籍に関する事項 (入籍者)、		
	分籍に関する事項(分籍者)、国籍の得喪に関する事項		
	(国籍を取得し、または喪失した者)、日本の国籍の選		
	択宣言または外国の国籍の喪失に関する事項、氏の変		
	更(戸107関係)に関する事項(氏を変更した者)、		
	名の変更に関する事項(名を変更した者)、就籍に関す		
	る事項(就籍者)、性別の取扱の変更に関する事項(変		
	更の裁判を受けた者)、犯歴		
記録範囲	湯川村に本籍を有する者及び戸籍届出をした者		
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求、通知		
要配慮個人情報が含まれるときは,そ	含む		

の旨		
記録情報の経常的提供先	福島地方法務局、法務局情報連携サーバー 選挙管理委員会	
	他の市町村長	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称) 湯川村長	
び所在地	(所在地) 湯川村大字清水田字長瀞 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令	□有 根拠及び内容	
の規定による特別の手続等	()	
	■無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	□有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	募集しない	
集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受	-	
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報	-	
に関する提案を受ける組織の名称及		
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報	-	
に関する提案をすることができる期		
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含	_	
まれているときはその旨		
備考		